

庶家の被官化 備北田総荘(甲奴郡総領町
一帯に存在した荘園)の地頭、田総長井氏の
場合を眺めてみよう。

田総氏は鎌倉幕府創業の功臣大江広元の嫡
流長井氏の一族、鎌倉中期その祖長井重広が
備後国田総荘地頭職を獲得し、在名を取って
「田総」を号したもので、重広から四代目の
直干の代には備後に本拠を移し、以後戦国時
代末まで在地の有力武士として活躍している。

『田総文書』によると、貞和2年(1346)
の「田総重継譲状」^③では嫡子単独相続法を採
っており、以後代々本領は嫡子一人に相伝さ
れている。そして、重継の曾孫広里は室町時
代初期の応永34年(1427)正月、嫡子時里
に「置文」^④を認め、一族に対する惣領の権限
を定めている。この中で広里は、

「1 おとゝ共之事、一所にても候へ ゆ
つりせず候、その器量によんで扶持
あるへく候」

と述べ、嫡子(時里)以外の子息には所領
を分与せず 能力(器量)に応じて給分を与
えるようにせよと言っている。この場合、庶
子達の地位は、明らかに惣領の被官の立場に
転落している。

又、以前に分家した庶家に対しても惣領の
支配権は強化されている。

「1 親類共之中ニ各別之讓をもんて 惣
領之衆儀ニちかい候ハゝ その支證
立ましく候 身の扶持にて候間、中
(仲)をたかわれ候ハゝ 給分の事
にて候間 御計たるへく候」

つまり、所領を分与された庶家も、惣領の
命令に違背する場合は遠慮なく所領を没収せ
よ、庶家の所領も惣領から「給分」として与
えられているに過ぎない、というのである。

「給分」とは、主君が家臣に対して与える
給与のことである。

ということはということか。田総氏の場
合、室町時代初期には庶子や庶家をそれまで
の対等に近い存在から、給分を与える被官
(家臣)の地位に引きずり降し、惣領権を著

しく強めていることがわかるのである。

この惣領制の変質と強化は、周辺の弱少武
士をも巻き込んだ地域再編成となって現れた。

一円所領の形式 土豪の被官化と一円所領
の形成がそれである。

土豪(地侍)というのは、地頭クラスより
一まわり小規模な在地領主達で、「名字」を
持ち、荘園の下級荘官、或は有力百姓を指す
言葉である。土豪は元々独立して荘園領主と
結んでいたのであるが、先に述べたように有
力在地領主惣領家が権力を強化するとその武
力に押され、彼等の被官となって行った。

戦国時代、田総氏の被官森戸弾正忠実泰は
田総荘内井原城(甲奴郡総領町下領家)に拠
って主君田総氏の一翼を荷なったが、この森
戸氏なども田総荘内森戸村を名字の地とした
土豪に相違なく、田総氏惣領家の勢力伸張に
共なってその支配下に入った者に違いない。

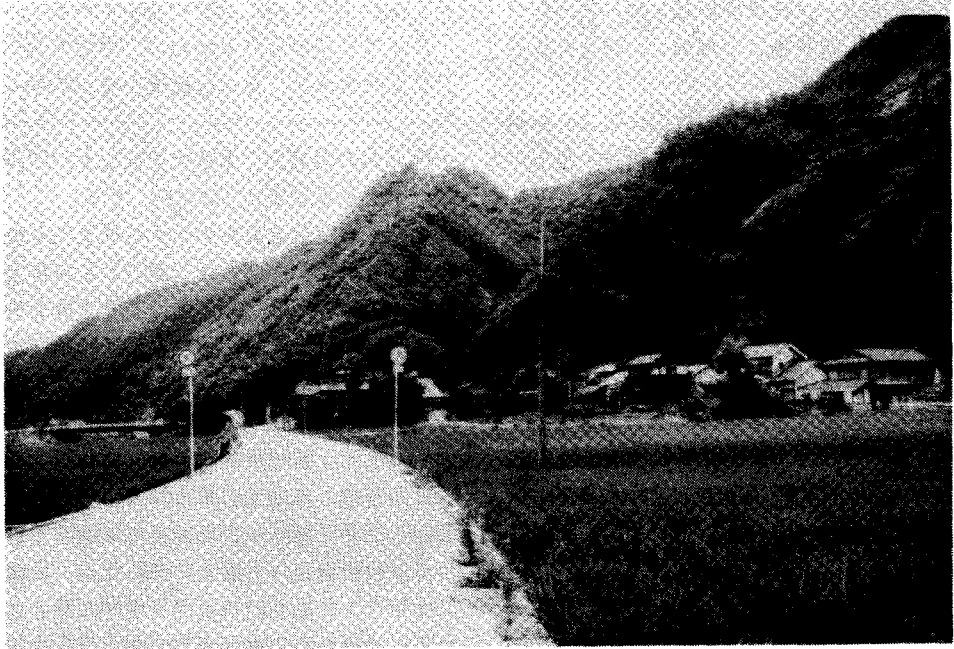
もちろん、これらのことに対しては荘園領
主側の抵抗もあったが、有力在地領主達は武
力を背景に土豪を手なづけると共に、「地頭
請」、「下地中分」^⑤等さまざまな方法によ
って荘園の土地そのものも自己の支配下に収め
ていった。

田総氏が採ったのは下地中分である。下地
中分とは荘園の土地を領家の支配下と地頭の
支配下に二分し、互いに干渉しないようにす
るもの。田総氏は嘉元3年(1305)領家と
「和与状」^⑦をとりかわし、田総荘の主に西半
分を地頭分として、排他的な一円所領とする
ことに成功した。

国人領主 田総氏のように庶家や土豪を自
己の被官として所領を排他的に支配する在地
領主のことを「国人領主」という。

そして、彼等がその領主制を確立したのが
南北朝の内乱期であった。

山内首藤氏や田総氏の場合、国人領主化は
鎌倉時代末期には達成されているが、彼等の
場合はやや特殊な例である。山内首藤氏が備



田総氏の拠城“川平山城跡”（甲奴郡総領町稲草）

後に本拠を移した原因は東国の本領が余りにも狭少だったためで、田総氏の場合も、同氏自身の所領は備後国内に限定されており、いわば備後が本拠だったからである。

では、一般の武士達はどうかだったのか。彼等は全国各地に分散して所領を持ち、王朝国家（京都の天皇政府）、鎌倉幕府という権力によってその権利を保障され、所領を維持していたのである。

しかし、南北朝の内乱はそれを不可能にした。王朝国家は分裂し、鎌倉幕府は滅亡してしまい、武士達は、自己の所領を守るのは自分の力だけという厳しい現実と直面したのである。

こうなると力の分散は致命的である。生き残るためにはどこか一ヶ所の所領に一族の力を集中し、その確保に全力をあげる必要があった。むろん、本拠地以外の所領は放置する以外にすべはない。山内首藤氏もこの内乱で備後以外の所領は他の武士に押領され「不知^⑧行」になっている。

又、この内乱は、南朝（公家一統）か北朝

（幕府の復興）かというイデオロギーの対立でもあったが、このことは独立を目指す庶家達に絶好の口実を与えた。惣領家に不満を持つ庶家は、惣領が北朝方ならば南朝方に走るというように堂々と自立を宣言できたのである。このため惣領家は自己の力を強化する必要に迫られ、分割相続制をやめ、単独相続制を採用したのである。いきおい、庶家は惣領家の被官と化し、土豪もその下に系列化された。

一円所領の形成も内乱のため、比較的容易に達成された。荘園領主の力が著しく弱体化していたからである。

そこで元に戻って、有力存地領主はなぜ「国人」と呼ばれたのか、考えてみよう。

原因は、彼等の所領が備後なら備後一国内に限定されるようになったからである。つまり、前代鎌倉時代までは、全国各地に所領を持ち、「御家人（将軍の家来）」、或は「非御家人（御家人以外の武士）」としか呼びようがなかった武士（在地領主の意）達も、自らの所領が一国内に限られるに従って、某国

の住人、「国人」、或は「国衆」と呼ばれるようになったのである。

守護被官 ところで、国人領主制は内乱の中で自己の所領を守るために成立したものであるが、単独では不可能に近かった。彼等は周辺の国人領主と不断の敵対関係にあり、弱小国人の所領は有力国人によって常に押領される危険があったのである。

山内首藤氏は備北地毘荘の地頭として由緒正しい「備後の国人」であったが、同氏でさえ南北朝末期から室町初期にかけてたびたび所領を周辺国人に押領されかけている。

特に応安7年(1374)には、西隣三次地方を本拠とする有力国人三吉秀明(式部大夫入道道秀)が地毘荘に打ち入り、三吉氏は更に地毘荘を「欠所(無主の地)」と号して、將軍に所領宛行の「下文」を申請する始末であった^⑨。

田総氏の場合も同じ頃、備後最大の国人宮氏信(次郎左衛門尉)によって所領を押領され、幕府に所領回復を求めた「目安状」を提出している。

そこで彼等の採った方法が当時備後の守護として入って来た山名氏と結ぶことであった。山名氏ならば守護大名として、幕府にもにらみがきき、三吉氏や宮氏のような有力国人の横暴を押えることが出来た。むろん、山名氏との関係は対等ではありえない。山名氏の保護を受けるかわりに、手足となって働くことが要求された。つまりは「守護被官(守護の家臣)」となったのである。

一方守護山名氏も領国を支配するためには国人をつかむ必要があった。山名氏といえども元々は地頭である。譜代の家臣は少ない。又、幕政に発言権を得るためにも武力は多い方が良い。国人領主は一つの戦闘集団であるから、被官として組織出来ればそれだけ実力が向上したのである。

將軍奉公衆 しかし、国人は好んで守護被官になったのではない。元来、守護と地頭(国人)は將軍の御家人として同じ身分に属していた。つまり対等だったわけで、国人の中でも有力者は守護を嫌い、直接將軍と結ぼうとした。將軍も強大化した守護を押え、権力を維持するためには各地の有力国人を、武力として組織する必要があった。こうして生れたのが「奉公衆」と呼ばれた室町將軍の親衛隊である。

備後では品治郡(芦品郡新市町から福山市北部)の宮一族、御調郡東部(現尾道市)の杉原一族、三次郡(現三次市西部)の三吉一族などが奉行衆となっている^⑩。彼等はいづれも備後きっての有力国人である。

奉公衆は將軍の直臣としての誇りを持ち、普段は在京して將軍の身辺警護にあたり、有事には將軍の直轄軍「馬廻り衆」として戦陣に臨んだ。江戸時代の例で言えば「直参旗本」といった存在である。

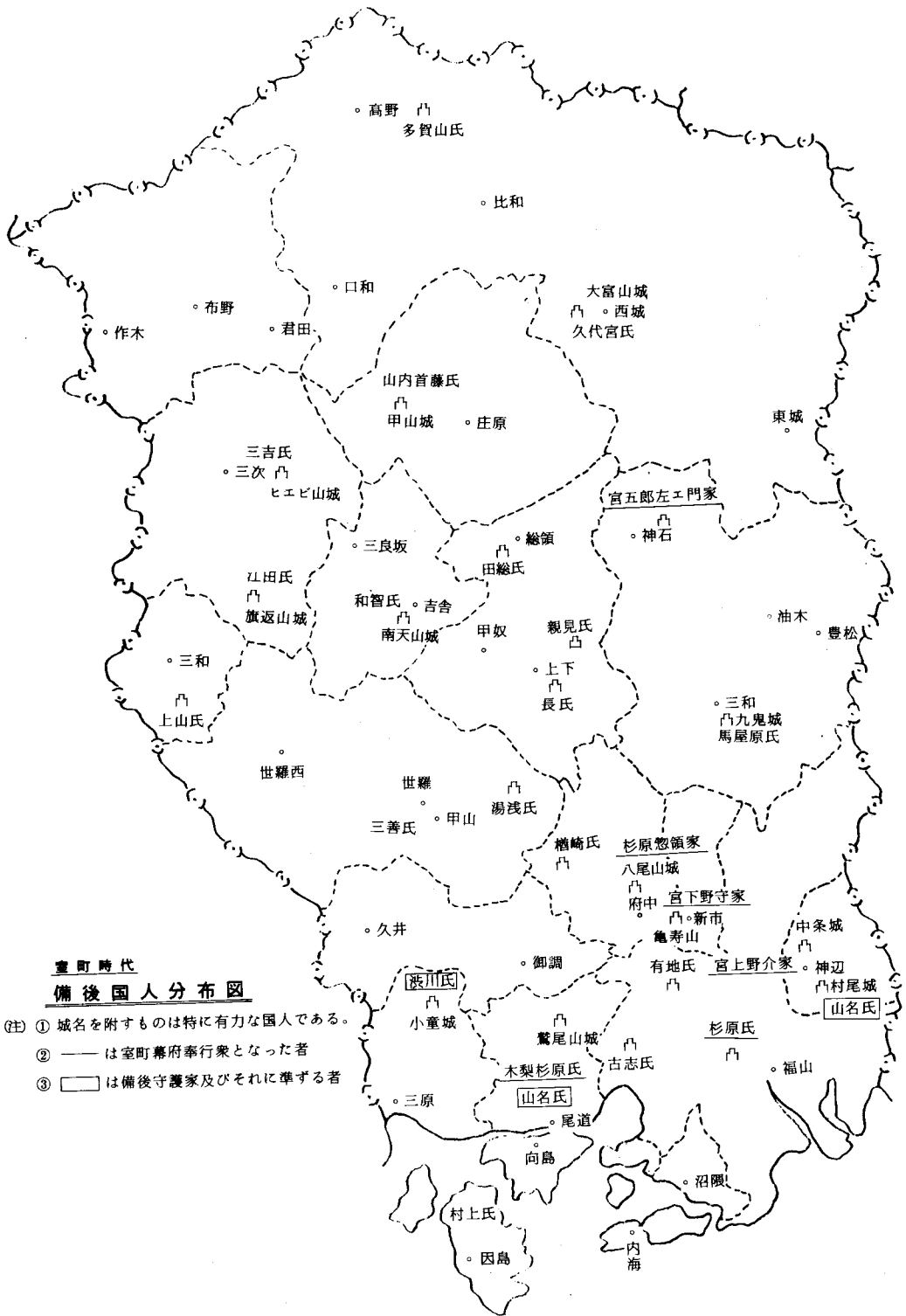
守護大名にとって奉公衆は頭の痛い存在であった。奉公衆の所領は、將軍から「守護不入」の特権が与えられ、守護といえども踏み込むことは出来ず、彼等に対する命令権もなかった。

応永13年(1406)頃、三吉氏は守護山名時熙の指示に従わず、時熙を「三吉入道去年の振舞存外極り無し」と嘆かせている^⑪。

又、時熙は隣国安芸の守護も兼ねていたが、同国の奉公衆小早川氏(本拠豊田郡本郷町)にその命令を無視され、「愚老をこそ人とは思われず候(自分を人とは思っていない)」^⑫と怒っている程である。

室町幕府体制 室町時代、国人達は守護大名の被官となる者、將軍の奉公衆となる者等その上級権力との接し方は様々であった。そして、このような体制の上に成り立っていたのが室町幕府であった。

幕府は全国を支配するにあたり、一部の国人領主を自らの武力として組織したのみで、



他は守護大名にその支配を任せたとのである。別な言い方をすれば、幕府は全国の武士を直接掌握するのに失敗したと言えよう。

将軍と守護、守護と国人の関係もはなはだルーズなものであった。鎌倉将軍と御家人、江戸時代の将軍と大名、その家臣のように明文化された堅固な主従関係で結ばれていたわけではない。守護は国人の統制に苦しみ、将軍は守護の強大化に悩まされた。

これが室町幕府が不安定であった原因である。守護は国人の支持を得るために幕府内で勢力を持つ必要があり、主導権をめぐって常に抗争した。将軍と衝突することもあった。このため、「明德の乱」、「応永の乱」、「嘉吉の乱」といった内乱が断えることがなかったのである。そして、その極めつけが幕府を一気に無力化させた「応仁の乱」であった。

注①『山内首藤家文書』16号。

②『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収。

③『田総文書』4号。

④『田総文書』10号。

⑤『日本城郭大系』13。又、その一族と思われる者に、田総氏の被官として天正3年(1575)正月1日、備中国吉城合戦において敵首1つを取った森戸新三郎がいる(『毛利家文書』375号)。

⑥現在、この地名は失なわれているが、鎌倉末期には、荘内の村落として存在していた(『田総文書』2号)。

⑦『田総文書』2号。但し、この文書によれば、嘉元3年6月以前に「本中分契状」が存在したことは明らかであるが、便宜上本文書を以て「下地中分」の成立と見なした。

⑧『山内首藤家文書』52号。

⑨『山内首藤家文書』58、62号。

⑩『田総文書』7号。『早稲田大学附属図書館所蔵文書』永和3月(1377)3月10日付「備後守護今川了俊遵行状」参照。

⑪宝徳2年(1450)から享徳4年(1455)頃の奉公衆名簿に、一番衆宮孫左衛門大夫、二番衆三吉加賀入道(熙秀)、三吉太郎(豊秀)、三番衆杉原兵庫助、四番衆官上野介(教信)、五番衆官五郎左衛門尉(盛長)、宮下野守(元盛)、宮修理亮(教元)、三吉弥太郎、杉原左京亮(親宗)、杉原伯耆守、同掃部助の名が見える(『永享以来御番帳』群書類従所収)。

⑫『毛利家文書』37号。

⑬『小早川家証文』47号。